

## 一般社団法人社会情報学会慶弔規則

2012年9月16日  
制定

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）に、多大な貢献をした会員の慶事または弔事に際し、本学会として祝意または弔慰を表すために、慶弔に関する基準を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 慶事 会員が、国内外の著名な表彰を受けることをいう。
- 二 弔事 会員が、死亡することをいう。
- 三 慶弔 前2号に定める慶事または弔事をいう。

### (対象となる者)

第3条 本学会は、次の各号の一に該当する者の慶事に際し祝意を表し、弔事に際し弔慰を表する。ただし、本規則の適用については、ご本人またはご家族の意向を尊重する。

- 一 名誉会員の慶弔
- 二 会長の慶弔
- 三 副会長、理事、監事または事務局長の弔事
- 四 会員の慶弔

### (祝意または弔慰の基準)

第4条 本学会は、前条各号に定める慶弔に際し、次の基準にしたがって、祝意または弔慰を表する。

- 一 会員の慶事に際し、本学会は学会誌に祝賀文を掲載する。
- 二 名誉会員および会長の弔事に際し、本学会は生花を贈り、学会誌に追悼文を掲載する。
- 三 副会長、理事、監事および事務局長の弔事に際し、本学会は生花を贈る。
- 2 会長は、会員の弔事に際し、特に必要があると認めた場合には、前項第3号に準じて、弔慰を表することができる。

### (規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

## 附則

- 1. この規則は、2012年4月1日に遡及して施行する。